平成２１年（フ）第２０６９号
三重県四日市市諏訪町14番３―1001号
破産者　株式会社ブティックルー
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９２４０号
大阪市浪速区塩草２丁目７番21号小田町マンション２―Ａ
破産者　寺垣あい子
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７８４号
大阪市浪速区元町３丁目７番６号
破産者　有限会社ｉ．ＰＬＡＺＡ
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１７７号
大阪市淀川区西中島６丁目８番８号
破産者　株式会社スフィア
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９３４号
大阪市西区立売堀４丁目１―４、商業登記簿上の住所大阪市西区立売堀４丁目１番７号
破産者　田中印刷株式会社
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１８０７号
堺市美原区太井162―２
破産者　株式会社ＫＨＭロジスティックス
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１８１号
兵庫県川西市加茂６丁目120番地１株式会社交栄内
破産者　交栄システムズ株式会社
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９３号
大阪市福島区海老江１丁目１番23号野田阪神ビルウィステ103号
破産者　有限会社北本食品
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１００号
岡山県倉敷市連島町西之浦642番地の５
破産者　有限会社光成
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
岡山県倉敷市西阿知町833番地８サンシャインＡ205号、開始決定時の住所岡山県倉敷市亀島２丁目14番20号
破産者　亡光本多志こと　呉拳司相続財産
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
岡山県津山市林田947番地の３
破産者　有限会社ウィンテック
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２０年（フ）第２０６号
新潟県東蒲原郡阿賀町野村2257番地
破産者　角千木材工業株式会社
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９７号
滋賀県守山市古高町81―５
破産者　有限会社パラディソ・ディー・シー
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７３号
愛媛県松山市森松町298番地　サンコート森松Ｃ201号
破産者　安永　達也
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続開始の取消決定確定

平成２１年（フ）第１９０２３号
青森県青森市浜館２丁目７―１―Ｆ―１、住民票上の住所福岡県田川市大字川宮379―７
債務者　古賀　次郎
1　主文　破産手続開始決定を取り消す。
2　決定確定日　平成21年11月24日
東京地方裁判所民事第20部

破 産 終 結

平成１６年（フ）第９１０号
宮崎市太田２丁目３番６号　グリーンハイツ奥野305号、開始決定時の住所宮崎市月見ヶ丘３丁目16番９号
破産者　米良あけみ
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
宮崎地方裁判所民事部

平成１４年（フ）第２２４号
鹿児島県日置市東市来町湯田5418番地
破産者　産興商事株式会社
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第２７１号
埼玉県川口市前川１丁目14番６号
破産者　丸宇土地建物株式会社
1　破産債権の届出期間　平成21年12月25日まで
2　一般調査期日　平成22年２月15日午後３時45分
平成21年11月24日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５９号
秋田県能代市扇田字伊勢堂前41番地
破産者　藤原　　剛
1　破産債権の届出期間　平成21年12月28日まで
2　一般調査期日　平成22年１月28日午後１時30分
平成21年11月27日　秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第４９号
兵庫県豊岡市但東町三原32番地の30
破産者　岡本　憲昌
1　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
2　一般調査期日　平成22年１月18日午後４時45分
平成21年11月25日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
堺市中区八田寺町504番３
破産者　佐藤空調株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年１月８日まで
2　一般調査期日　平成22年２月15日午後１時30分
平成21年11月26日
大阪地方裁判所堺支部破産係